

土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第五条第一項の規定により、次のとおり公示送達する。

平成二十四年十月一日

広島県収用委員会

一 送達を受けるべき者

（亡）清水源左衛門相続人 清水 久 住所不明

清水 章瓦 43040 Corte Cabrera Temecula, California 92592, USA

津田 素子 大阪府枚方市長尾台二丁目一九番二号

二 送達すべき書類の名称

県道尾道新市線改築工事（広島県尾道市原田町梶山田地内）に係る土地収用事件の裁決

書正本

三 土地等の表示

所在	地番	地目		地積 (㎡)		収用(使用)する土地の面積 (㎡)
		公簿	現況	公簿	実測	
尾道市 原田町 梶山田 字白埴山	一二四八番 五	山林	山林	五五九	五五九・一四	収用 五五九・一四
尾道市 原田町 梶山田 字白埴山	一二四八番 八	山林	山林	七・八四	七・八四	使用 七・八四

四 送達すべき書類を保管している部局の名称及びその所在地

広島県土木局土木総務課

広島市中区基町一〇番五二号

（注意） 右書類を受領しないときは、平成二十四年十月二十二日に、その書類の送達があったものとみなされます。